

中部運輸局
自動車交通部

平成30年6月28日 14:00発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 小笠原、山田、深谷
Tel 052-952-8036

三重地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

平成30年6月26日、三重県四日市市の四日市つばめ交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更（運賃改定）を求める旨の申請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、三重地区（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に申請書（準特定地域（※2）にあっては、要請書）を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※3）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

1. 申請者

会社名：四日市つばめ交通株式会社
住所：三重県四日市市富士町7番1号

2. 運賃及び料金変更申請の概要

- ◆初乗距離を「1.5km→1.259km」に変更
 - ◆中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化
- 【初乗運賃】

車種区分	申請運賃
普通車	1.259kmまで 600円

車種区分	現行運賃
中型車	1.5kmまで 650円
小型車	1.5kmまで 630円

【加算運賃】

車種区分	申請運賃
普通車	225mまで 80円

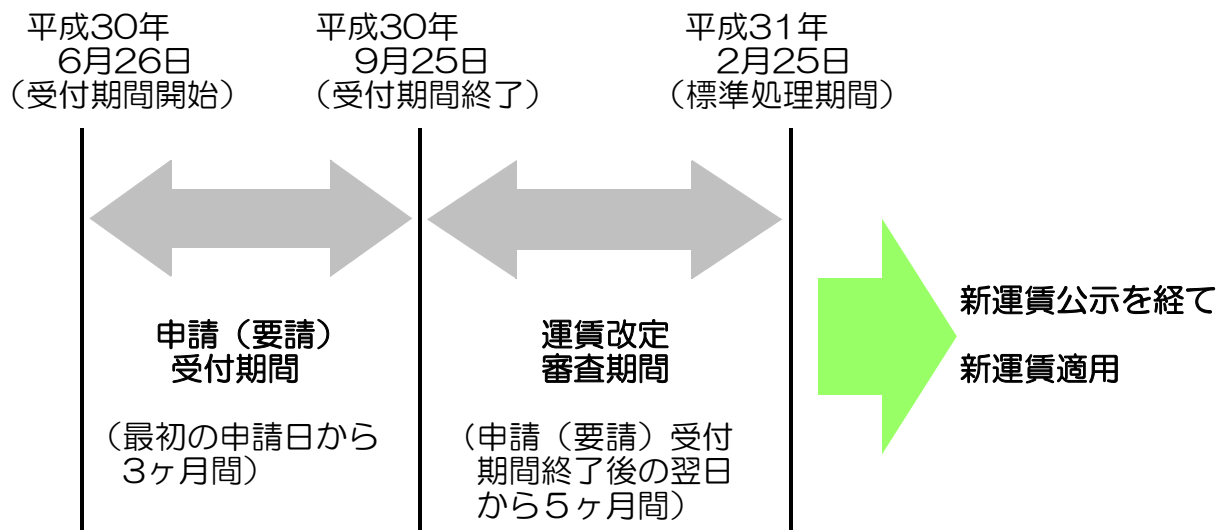
車種区分	現行運賃
中型車	247mまで 80円
小型車	291mまで 80円

（※1）三重地区（運賃が適用される地域）
三重県のうち、南牟婁郡紀宝町を除く全地域

（※2）三重地区における準特定地域（平成30年6月26日現在）
津交通圏、松阪交通圏

（※3）三重地区 事業者数及び車両数（平成30年6月26日現在）
事業者数：49者
車両数：1264両 ※7割以上＝885両

【今後のスケジュール】



- ※ 申請（要請）受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 申請受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。